

業務用季節別 S 契約選択約款

令和 8 年 9 月 1 日実施

秋田県由利本荘市

目 次

1 . 目的	1
2 . 選択約款の変更	1
3 . 用語の定義	1
4 . 適用条件	1
5 . 契約の締結	1
6 . 使用量の算定	2
7 . 料金	2
8 . 単位料金の調整	2
9 . 名義の変更	3
1 0 . 契約の変更または解消	3
1 1 . 契約中途解約時における取扱い	3
1 2 . 本支管工事費の精算	3
1 3 . 緊急調整時の措置	3
1 4 . その他	4
附則	4
(別表)	
1 . 早収料金の算定方法	5
2 . 料金表	5

業務用季節別S契約選択約款

1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ本市の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

本市は、この選択約款を変更することがあります。この場合、本市は変更内容をあらかじめ使用者に通知の上、使用者との需給契約の内容を、変更後の選択約款とするものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間あたりの最大の使用予定量をいいます。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。この場合、その計算の結果、1立方メートル未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
- (5) 「最大需要期」とは、12月分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (6) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月の検針日の翌日から11月検針日まで）の8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (7) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (8) 「契約最大時間流量倍率」とは、契約年間使用量を契約最大時間流量で除したものをいいます。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントとします。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、使用者がこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約最大時間流量倍率が400倍以上、または契約年間負荷率が65%以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が820立方メートル以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において本市が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望する使用者は、この選択約款にもとづき本市と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた契約を本市と締結していただきます。
- (2) 契約最大時間流量は、ガスメーターの能力と同一といたします。
- (3) 契約年間使用量、契約月別使用量は契約開始または更新に先立つ前12か月のそれぞれの実績使用量と同一とします。ただし、使用者が契約開始または更新に先立つ前12か月の使用実績がなくこの選択約款にもとづ

く契約の申し込みをされる場合は、本市と協議の上、当該それぞれの契約内容を定めるものといたします。

(4) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において本市と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

(5) この選択約款を契約された使用者が、その契約の契約満了前に解約された場合、あるいは、使用者の契約期間の使用実績が適用条件を満たさなかった場合には、本市は下記の期間、この選択約款の申込みを承諾できません。ただし、設備の変更または、建物の改築等のため一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。

①契約期間満了前に解約された場合

解約された日より、解約された契約の当初契約満了予定日から1年目の日までの期間

②契約期間のご使用実績が適用条件を満たさなかった場合

契約期間満了となった時点から1年間

(6) この選択約款の適用条件を満たさなくなった場合には、契約期間満了後あるいは、契約解約後はガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづく契約となります。

(7) 本市は、使用者が本市と他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾できないことがあります。

(8) 同一需要場所でこの選択約款とこの選択約款以外の本市の他の契約とを重複して契約することはできません。

6. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

(1) 本市は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を加えたものをいいます。以下同じ。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだものをいいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 本市は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

(3) 使用者の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（2）にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は（2）の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 本市は、毎月、（3）②の規定により算定した平均原料価格が（3）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の2の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合においては、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1（4）のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金＋原料価格変動額／
54,700×46.04655×0.929×0.7×（1＋消費税率）

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金－原料価格変動額／
54,700×46.04655×0.929×0.7×（1＋消費税率）

（備考）上記①及び②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1) の数式における各項目の定義は、次のとおりといたします。

ア 54,700：1トン当たりの基準熱量（メガジュール）

イ 46.04655：標準熱量（メガジュール）

ウ 0.929：ガス量換算係数

エ 0.7：変動緩和措置係数

(3) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次のとおりといたします。

①基準平均原料価格（1トン当たり） 90,390円（LNGについて、財務省が関税法（昭和29年法律第61号）第102条第3項の規定により公表する貿易に関する統計（以下「貿易統計」といいます。）による令和6年10月から令和7年9月までの価格）

②平均原料価格（1トン当たり） 別表の1（4）に規定する各3箇月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）平均原料価格＝1トン当たりLNG平均価格

（備考）市は、1トン当たりLNG平均価格を公表するものとします。

(3) 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 名義の変更

使用者または本市が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、使用者または本市はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更または解消

(1) 使用者のガス使用計画に変更がある場合、もしくはこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。

(2) 本市に契約違反があった場合は、使用者の申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解消することができるものとします。

(3) 使用者に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。）には、本市はこの選択約款にもとづく契約を解消することができるものといたします。

(4) この選択約款にもとづく契約が解消された場合、本市はその解消の日の翌日に使用者から小売約款にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

11. 契約中途解約時における取扱い

(1) 本市は、契約期間中において生じた契約の解消が、①または②の場合を除き、次の算式によって算定する精算額を原則として解約の日が属する月に申し受けます。

①10（1）の規定による契約の解消であって本市がやむをえないと判断した場合

②10（2）の規定による契約解消の場合

契約中途解約精算額

＝（契約解消日までの各月の実績使用量に基づいて算定した小売約款に規定する料金相当額の合計額）

－（本選択約款に規定する解消日までの料金の合計額）

12. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、本市は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる本市負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

13. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

$$(1) \text{ 定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

$$(2) \text{ 流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \frac{\text{契約最大時間流量}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

14. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

(実施期日)

- 1 この選択約款は、令和8年9月1日から実施いたします。

(経過措置)

- 2 この選択約款別表の規定は、令和8年10月1日以後行う検針により算定したガスの使用量に係る料金について適用し、同日前に行う検針により算定したガスの使用量に係る料金については、令和5年4月1日実施の選択約款の例によるものとします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計とします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額とします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

ア 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

イ 料金算定期間の末日が2月1日から同月28日（うるう年は同月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ウ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

エ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

オ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

カ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

キ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ク 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ケ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

コ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

サ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

シ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1円未満の端数切り捨て)

2. 料金表

- (1) 基本料金（消費税等相当額を含みます。）

- ① 定額基本料金

1か月につき 5,500.00円

- ② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき 561.00円

- (2) 基準単位料金

- ① 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表1を適用いたします。
- ② 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が65パーセント以上75パーセント未満の場合、料金表2を適用いたします。
- ③ 契約最大時間流量倍率が400倍以上600倍未満かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表2を適用いたします。

- ④ 契約最大時間流量倍率が 600 倍以上かつ契約年間負荷率が 65 パーセント未満の場合、料金表 3 を適用いたします。
- ⑤ 契約最大時間流量倍率が 400 倍以上 600 倍未満かつ契約年間負荷率が 65 パーセント以上 75 パーセント未満の場合、料金表 3 を適用いたします。
- ⑥ 契約最大時間流量倍率が 400 倍未満かつ契約年間負荷率が 75 パーセント以上の場合、料金表 3 を適用いたします。
- ⑦ 契約最大時間流量倍率が 400 倍以上 600 倍未満かつ契約年間負荷率が 65 パーセント未満の場合、料金表 4 を適用いたします。
- ⑧ 契約最大時間流量倍率が 400 倍未満かつ契約年間負荷率が 65 パーセント以上 75 パーセント未満の場合、料金表 4 を適用いたします。

	その他期 (1 立方メートルにつき)	冬期 (1 立方メートルにつき)
料金表 1	1 2 1 . 9 6 6 円	1 3 8 . 4 4 4 円
料金表 2	1 2 5 . 4 8 6 円	1 4 1 . 9 6 4 円
料金表 3	1 2 9 . 0 0 6 円	1 4 5 . 4 8 4 円
料金表 4	1 3 2 . 5 2 6 円	1 4 9 . 0 0 4 円

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。